

中小企業事業主向け

業務改善助成金のご案内

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金上げを図るための制度です。

賃金改善

(事業場内で最も低い時間給(800円未満)を40円以上引き上げ)

業務改善

(パソコンの増設や、機器の導入など)

平成26年度から、企業規模30人以下の小規模事業者については、要した経費の4分の3を助成できることになりました。(上限100万円。なお、企業規模31人以上は、2分の1)

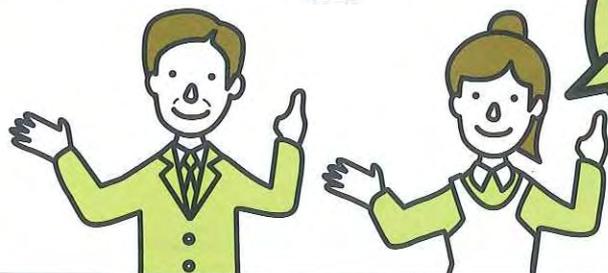


応援します!
がんばる中小企業。

賃金と業務の改善を国が支援してくれるなんて頼もしいね。

うちの工場は対象地域だな。申請してみるか

業務改善経費の一部を補助してくれるのね。



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた中小企業業務改善助成事業

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内で最も低い時間給(800円未満)を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。
※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入・研修等)に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(小規模事業者(※)は、4分の3)

※企業規模30人以下の事業場となりますので、詳細は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

長崎県最低賃金総合相談支援センター

〒850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B 長崎県社会保険労務士会内
TEL.095-821-4454



お問い合わせ・申請先

長崎労働局労働基準部賃金室

〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階
TEL.095-801-0033



●厚生労働省ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
(H26.5)